

第6章 基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

基本方針

地域共生社会の実現

本市では、まちづくりを中長期的な展望と広域的な視点をもって、総合計画（2015-2038）を策定しています。その総合計画において、「青い海と、みどり豊かな 平和都市」をいつまでも変わることのない理想像と位置づけ、「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」を目指すべき将来像とするとともに、この総合計画と高齢者保健福祉計画の上位計画である地域福祉計画（2023～2030）の取り組みの方向及び目標の一つである「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」を、第6期高齢者保健福祉計画（2015-2017）から基本理念として位置づけてきました。

令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者保健福祉計画期間中、「地域包括ケアシステムの構築」を基本方針として、住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりや介護の基盤づくりに取り組んできました。今後、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、高齢化率や要介護認定率の上昇に比例し、介護サービスの需要が更に増加していくことが見込まれます。

ついては、介護サービス基盤の整備に加えて、介護予防や健康づくりといった取り組みを通じて、地域のつながりを強化していくことが求められることから、第9期高齢者保健福祉計画でも引き続き、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、2040年（令和22年）を目途に、地域包括ケアシステムの構築で培ったまちづくりの取り組みを基盤として、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができる社会である「地域共生社会の実現」を基本方針として定め、その実現のために次の5つの基本目標を設定するとともに施策の方向性を定め、各種事業を実施していきます。

2 基本目標（計画期間中に重点的に取り組むべき内容）



基本目標 1 地域包括ケアシステムに基づく地域共生社会の実現へ

（1）地域共生社会の実現への推進

令和4年度に策定した「逗子市地域福祉計画」及び「地域福祉推進計画・地域福祉活動計画」において、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの理念・手法を用いて、今後本市は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」を目指します。

地域共生社会の実現に向けては、支援が必要とする人へ支援がつながるよう、ICT等様々な媒体を活用して福祉情報の提供体制を充実させるとともに、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、密接に連携し連携体制を構築していく必要があります。

現在、高齢者が直面する課題については、8050問題等、複合的な課題が増えており、こうした課題の解決にあたっては関係機関が連携して行う相談支援に加えて、社会参加への支援、地域づくりを包括的に支援する取り組みである「重層的支援体制整備事業」に基づき実施します。

（２）地域包括支援センターの機能強化・拡充

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない包括的な相談支援を行う窓口が必要です。

包括的な相談支援を行うため、各地域包括支援センターに「相談支援包括化推進員」を配置し、地域における身近な福祉的な総合相談窓口として、相談の対象を高齢者だけではなく、子ども、障がい者、生活困窮者等、属性を問わない相談に対応するため、地域包括支援センターの機能の強化と拡充を図ります。

また、各センターの事業の自己評価を行うとともに、保険者として実施状況について評価を行い、質の向上を図ります。合わせて、地域ケア会議の開催により判明した、地域の課題及びその対応策について、地域包括ケア会議等の機会を通じて対応策の検討、政策提言を行っていきます。

（３）高齢者と介護者の在宅生活の支援

高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を継続できるよう、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築及び高齢者のニーズを踏まえながら、高齢者自身の自立を支えるという視点を踏まえ、サービス提供体制の確保が必要となります。

また、介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっており、在宅介護を推進するには、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

地域包括ケアシステムの理念に基づき、介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、引き続き在宅・施設サービスの在宅での生活支援等の基盤づくりに取り組みます。

特に、終末期のケアや看取り、認知症への対応など、医療と介護の連携による支援体制の強化等、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向けて、多様な取り組みを支援していきます。

基本目標2 健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

(1) 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

(介護予防・日常生活支援総合事業の推進)

生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

また、健康寿命の延伸には、市民一人ひとりが健康増進の基本となる食生活や運動、休養、飲酒、喫煙、歯と口腔のそれぞれの健康的な生活習慣の実践に取り組んでいくことが重要であり、介護予防の一層の推進に向け、介護予防の必要性や介護予防事業の周知、運動等に取り組める環境づくりや支援者となる担い手の育成・確保が必要となります。

本市では今後、後期高齢者の割合が増えることに伴い、要支援、要介護状態となる高齢者が増えると想定されることから、運動や栄養管理、口腔ケア、社会参加の促進により、糖尿病や高血圧の生活習慣病を予防（介護が必要となりうる要因にアプローチ）し、元気な高齢者をめざす取り組みを行っていきます。

一般介護予防事業や総合事業については、リハビリテーション専門職等の活用や、データの活用により地域支援事業を効果的に実施します。また、保健事業と介護予防の一体的実施により、生活習慣病予防と介護予防を他の事業と連動的に実施していきます。

(2) 生きがい・社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきたいと生活をするために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要となります。

高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていただくために、自分らしく健康でいきいきと暮らしていくための主体的なサービス（住民主体による支援）や通いの場での活動を通じて、高齢者自身が主体となる介護予防・生活支援の促進に取り組めます。

基本目標3 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

(1) 認知症施策推進大綱、認知症基本法に基づく施策の推進

認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制の強化が必要です。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めていきます。

また、認知症基本法の成立に伴い、認知症当事者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる地域共生社会実現の推進に向けた施策を地域とともに進めます。

(2) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

認知症高齢者等の増加により、支援の必要な高齢者が増加することから、今後も制度等の利用を促進するとともに、高齢者虐待や消費者被害を未然に防止するため、幅広い世代に対し、権利擁護に関する普及啓発を行うことが必要となります。

成年後見制度の普及啓発や支援の仕組みを充実するため、活用しやすい成年後見制度の利用促進を図ります。

また、高齢者に対する虐待や消費者被害を防止するため、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発や相談体制の整備、関係職員の研修など、高齢者虐待や消費者被害の防止と早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

基本目標4 介護保険サービスの基盤強化

(1) 介護保険制度の適切な運営

2040年を見据えた社会保障制度の持続可能性を確保する上で、給付と負担の適正化に対する取組が必要です。

事業運営に必要な財源を確保するため、引き続き保険料の適切な徴収を行うとともに、保険者機能強化推進交付金等の財源を積極的に活用していきます。

また、各種介護サービスについては、法令等に基づき適切に提供するほか、実情に即し、ニーズに対応するサービスを適正に提供します。また、計画に基づく事業の実施に当たっては、適切な基準・目標値を設定のうえ、年度毎に進行管理を行い、必要に応じて改善を図ります。

(2) 給付適正化への取り組み

介護保険給付の適正化や、公正かつ的確な要介護認定の実施を行い、介護サービス事業者への集団指導を実施するとともに、定期的に実地指導を行い、適正な事業運営をするために必要な指導や助言を継続して実施していくことが重要となります。

健全な介護保険運営を行うため、第9期高齢者保健福祉計画内において「第6期介護給付適正化計画」を定め、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業に加えて、「給付実績の活用」を行うことで、適切な介護サービスの確保と介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

(3) 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

介護サービス事業所の運営にあたり、人材確保が重要課題となっています。介護サービスの質を維持・向上するためにも、介護職のイメージアップや早期離職防止、人材育成等の介護人材の確保に向けた様々な方策を講じていくことが求められています。

今後、介護人材が大幅に不足すると見込まれていることから、将来の介護サービス需要に伴う人材を確保するための取り組みを計画的に実施するとともに、介護事業所等における業務が効率化される手段を、事業所が取り入れられるように支援します。

(4) 介護保険サービスの質の確保

サービス利用者に対して、良質な介護サービスが継続して提供されるよう、事業所に対して計画的に実地指導を行い、適切な指導・助言を図っていきます。

また、障害福祉サービスを受けている方が、介護保険サービスを同一の事業所で一体的に受けることができる「共生型サービス」の創設を目指します。

（５）高齢者の多様な住まい方の充実

高齢者が要介護状態になったとしても安心して在宅で生活できるように、住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられるため、高齢者が安心して住居を確保できるよう施設整備や住宅支援制度の充実が必要です。

高齢者の生活については地域包括ケアシステムを基盤にした、在宅生活の支援に重点を置いた取り組みを進めていきますが、高齢者の住まいに関する様々なニーズを踏まえ、新たに住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況を県から情報提供を受けるとともに、既存施設の整備状況を十分踏まえたうえで、2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）を見越した入所・入居施設の整備を行っていきます。

基本目標５ 生活の質が持続できるまちづくりの推進

（１）安心・安全なまちづくりの推進

身体的な機能低下や足腰などの痛みにより、外出を控える高齢者も多く、安心して外出ができるよう、高齢者の体の状況に合わせた支援策が必要です。

高齢者の生活の質（ＱＯＬ）を維持する重要な要素であることから、高齢者が社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、外出しやすく、住みよいまちづくりを推進していきます。

（２）災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症の発生等、様々な状況に対し、具体的な対応のイメージを持ち、それらに対する備えを持つことが重要であり、適切なＢＣＰ（事業継続計画）策定のための支援を行うことが必要です。また、災害時の支援については、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、今後も増加が見込まれていることから、日ごろからの地域での見守りネットワークを構築するなど、地域での支援体制を整備することが重要となります。

近年の自然災害の規模の拡大及び発生回数の増加を踏まえて、ひとり暮らしや寝たきり高齢者など、災害弱者に対する即時支援体制の整備に向けて、防災担当所管等と連携し、安心して暮らすことのできる地域づくり及びまちづくりを推進します。また、2020年頃から、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症などのように、不測の出来事が発生した場合でも、これまでの日常生活が可能な限り維持できるよう支援体制を整備していきます。